

# 一般社団法人日本財産管理協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本財産管理協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を横浜市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、市民の経済活動がすぐれて高度専門化するなかで、法律専門資格者による事業経營業務及び財産管理処分業務の重要性が増してきているとの認識に立ち、その適正な普及促進を図り、同業務に関して優れた知識と技能及び職能倫理を有する財産管理業務の専門家を養成し、資格を認定するとともに、その能力の向上と職能倫理の高揚を図り、もって国民の権利の保護に寄与することを目的として次の事業を行う。

- (1) 事業経營業務および財産管理処分業務に関する調査、研究
- (2) 前号の業務に関する講演会、講習会、セミナー等の開催
- (3) 出版物の刊行
- (4) 機関誌紙の発行、その他広報事業
- (5) 第1号の業務に関する知識及び技能の修得のための研修会の開催及び資格の付与
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

## 第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 当法人は次の各号に規定する会員をもって構成する。

- (1) 正会員 司法書士会に登録入会している司法書士で当法人の目的に賛同し、当法人の運営を担当する意思を有する者
  - (2) 一般会員 司法書士会に登録入会している司法書士のうち正会員以外の者
  - (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
  - (4) 特別会員 司法書士以外の一定の資格又は専門的知識若しくは技能を有する者で理事会の決議に基づき理事長が委嘱した者
- 2 正会員及び一般会員のうち、定款第44条の研修を受講し、修了認定を受けた者のうち、資格登録簿に登載を受けた会員を認定会員とする。
  - 3 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。ただし、社員の数50名以内とする。

#### （入会）

第7条 当法人の成立後、正会員又は一般会員若しくは賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

#### （入会金及び会費）

- 第8条 当法人に正会員又は一般会員若しくは賛助会員として入会しようとするものは、別に定める規則に従って入会金を支払わなければならない。
- 2 正会員又は一般会員若しくは賛助会員は、別に定める規則に従って会費を支払わなければならない。
  - 3 前項の会費は、正会員については法人法第27条に規定する経費とする。
  - 4 入会金及び会費に関する規則は、社員総会で定める。

#### （任意退会）

第9条 会員は、1か月以上前に申し出ることにより退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときはいつでも退会することができる。

#### （除名）

- 第10条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会において総社員の過半数でかつ総社員の議決権の3分の2以上の多数の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 司法書士法第47条第2号又は第3号の規定による懲戒処分を受けたとき
  - (2) 当法人の定款又は規則に違反したとき
  - (3) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に著しく反する行為をしたとき
  - (4) その他正当な理由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 正会員及び一般会員は、前2条の場合のほか、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 司法書士法第15条第1項又は第16条第1項の規定により司法書士の登録を取り消されたとき
- (2) 司法書士会を退会したとき
- (3) 被補助人となったとき
- (4) 総社員の同意があったとき

2 賛助会員は、第9条の場合のほか、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、又は失踪宣告を受け、若しくは会員たる団体が消滅したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人若しくは被補助人となったとき
- (3) 破産手続開始決定を受けたとき
- (4) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に著しく反する行為をする等賛助会員としてふさわしくないと理事会が決議したとき

3 特別会員は、死亡又はその委嘱を解除する旨の理事会の決議により、会員たる資格を喪失する。

(会費未納)

第12条 正会員、一般会員及び賛助会員は、第8条に規定する会費を2年分以上滞納し、理事長から一定期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらずその期日までに滞納会費を納付しないときは、その期日の翌日から会員である資格を失い、当法人を退会したものとみなす。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前4条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(会費その他拠出金品の不返還)

第14条 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出品は、これを返納しない。ただし、基金についてはこの限りでない。

(会員名簿)

第15条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成する。

2 会員名簿のうち正会員に関する部分を法人法第31条に規定する社員名簿とする。

3 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所（当該会員が通知又は催告先として当法人に通知した住所があるときは当該住所）に宛てて行う。

### 第3章 社員総会

#### (種類及び構成)

第16条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

- 2 社員総会は、正会員をもって構成する。
- 3 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

#### (権限)

第17条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 事業計画及び収支予算案
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 基金の返還
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員等の報酬の額又はその規定
- (8) 会員の除名
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
- (10) 解散及び残余財産の処分
- (11) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (12) 理事会において社員総会に付議した事項
- (13) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

#### (開催)

第18条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき
  - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である審議事項を記載した書面をもって招集の請求が理事長にあったとき

#### (招集)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故又は支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長がこれを招集する。

- 2 社員総会を招集するには、会日の5日前までに社員に対して招集通知を発する。

#### (招集手続の省略)

第20条 社員総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催するこ

とができる。

(決議の方法)

第21条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の決議の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

(議長)

第22条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故又は支障あるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長がこれに代わる。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(役員)

第24条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

(選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、総社員の議決権の過半数をもって、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利を有し義務を負う。

(代表理事の選定及び職務権限)

第27条 当法人に理事長1名、副理事長3名以内を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

- 2 理事長及び副理事長は、法人法上の代表理事とする。
- 3 理事長は、当法人の業務を統括する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故又は支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 5 第1項のほか、必要に応じて理事会決議により業務を執行する理事（以下、「業務執行理事」という。）を置くことができる。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬等)

第29条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己または第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき
- (2) 理事が自己または第三者のために当法人と取引をしようとするとき
- (3) 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

(責任の一部免除)

第31条 当法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び相談役)

第32条 当法人に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問及び相談役の任期は、理事の任期と同一とする。但し、理事長が任期の中途において退任したときは、その時に退任するものとする。

4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 理事会

(招集)

第33条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

2 理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第34条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長がこれに代わる。

(理事会の決議)

第36条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第38条 理事長及び副理事長並びに業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(理事会議事録)

第39条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出

席した理事長、副理事長及び監事が署名又は記名押印する。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第40条 当法人は、会員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第41条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第42条 基金の拠出者は、当法人が解散した場合のほか、前条の基金取扱規程の定めるところによりその返還を請求することができる。

(基金の返還の手続)

第43条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

## 第7章 研修

(研修)

第44条 当法人は、第3条第5号に規定する知識及び技能の修得のための研修を実施するものとする。

2 前項の研修並びに認定に関して必要な事項は社員総会で定める。

## 第8章 計算

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(計算書類等の定時社員総会等への提出)

第46条 理事長は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告



書を定時社員総会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第47条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの付属明細書(監査報告書を含む。)を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業計画及び収支予算)

第48条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

## 第9章 附 則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第50条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	篠原敬郎	田島 誠	佐藤純通
	鯨井康夫	大池雅実	小越 豊
設立時代表理事(理事長)	篠原敬郎		
同	(副理事長)	田島 誠	佐藤純通
設立時監事	高橋延幸	守屋清治	

(設立時の社員の氏名及び住所)

第51条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

横浜市西区北軽井沢27番地の8	高橋延幸
横浜市港北区綱島台11番6号	篠原敬郎
横浜市旭区今宿二丁目8番16号	守屋清治

横浜市神奈川区栄町10番地35

ザ・ヨコハマタワーズW2407号

横浜市港北区新吉田東六丁目19番22号

横浜市港北区篠原北一丁目5番14号

横浜市港北区日吉本町三丁目25番5-403号

横浜市中区本牧町2丁目360番地4

田 島 誠

佐 藤 純 通

鯨 井 康 夫

大 池 雅 実

小 越 豊

(設立時基金の募集)

第52条 当法人の設立時に基金を募集するときは、定款第40条の規定にかかわらず、基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、設立時社員全員の同意により決定する。

(法令の準拠)

第53条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

附 則

(施行期日)

本改正定款は、平成24年6月23日より施行する。